

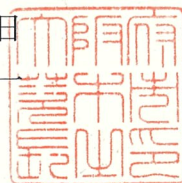
茨木市公告第 19 号

茨木市立こども支援センター一時保育等運営業務に係るプロポーザル公告について

茨木市立こども支援センター一時保育等運営業務について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和 7 年 6 月 23 日

茨木市長 福岡 洋一



1 業務概要

(1) 趣旨

茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」において、茨木市立こども支援センター条例（平成 21 年茨木市条例第 63 号）に基づき設置する一時保育及び「おにクル」並びに市内各公的施設内で開催されるイベント等に付随する一時保育を実施するにあたり、安全かつ質の高いサービスの提供と安定的な事業運営を実現できる事業者を、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

(2) 業務名

茨木市立こども支援センター一時保育等運営業務

(3) 業務目的

茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」内一時保育室及び市内公共施設において、一時保育を実施することにより、保護者等の育児負担の軽減や社会参加を促し、乳幼児の健やかな育成を図る。

(4) 業務内容

別添「茨木市立こども支援センター一時保育等運営業務委託仕様書」のとおり

(5) 業務期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで

（地方自治法第 234 条の 3 及び茨木市長期継続契約に関する条例第 2 条第 4 号に基づく長期継続契約）

2 当該業務の予算額

243,720,000 円（税込）

(内訳)

- ・令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで 40,620 千円
- ・令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで 81,240 千円
- ・令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで 81,240 千円
- ・令和 10 年 4 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで 40,620 千円

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

3 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書類を提出すること。契約候補者となった者については本業務にのみ、市の入札参加資格を有するものとする。ただし、市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント業務の入札参加資格者名簿にすでに登録されている者については、この限りではない。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 過去 5 年間に於いて、本業務と同種の業務について地方公共団体から受託し、履行した実績を有していること。なお、同種の業務とは、「一時預かり事業の実施について（6 文科初第 2896 号こ成保第 252 号）」に定める、（1）一般型の規定に基づいた業務をいう。

5 プロポーザル実施要項について

別添「茨木市立こども支援センター一時保育等運営業務委託プロポーザル実施要項（公募型）」のとおり

6 問い合わせ先

茨木市 子育て支援課

TEL : 072-624-9301 (直通)

E-mail : kosodate@city.ibaraki.lg.jp